

建設工事紛争審査会の各種申請手数料について

(1) あっせんの申請手数料計算式

請求する事項の価額	申請手数料の額
100万円まで	10,000円
500万円まで	価額(1万円単位)×20円+8,000円
2,500万円まで	価額(1万円単位)×15円+10,500円
2,500万円を超えるとき	価額(1万円単位)×10円+23,000円

(2) 調停の申請手数料計算式

請求する事項の価額	申請手数料の額
100万円まで	20,000円
500万円まで	価額(1万円単位)×40円+16,000円
1億円まで	価額(1万円単位)×25円+23,500円
1億円を超えるとき	価額(1万円単位)×15円+123,500円

(3) 仲裁の申請手数料計算式

請求する事項の価額	申請手数料の額
100万円まで	50,000円
500万円まで	価額(1万円単位)×100円+40,000円
1億円まで	価額(1万円単位)×60円+60,000円
1億円を超えるとき	価額(1万円単位)×20円+460,000円

(注1) 請求金額の1万円未満は切り上げて1万円単位にし、計算します。

(注2) 請求する事項の価額を算定できないときは、その価額は500万円として扱います。

(注3) 申請手数料については、消費税は非課税とされています。